

●退職所得に対する住民税額計算方法の変更●

どのように変更になるのですか？

平成18年12月31日までの退職所得に対する住民税額は、「地方税法別表第一、第二」により求めることとされていましたが、住民税の税率が一律10%に変更になることに伴い、平成19年1月1日以降、退職所得に対する住民税額は、別表によらず次の計算により求めることとなります。

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		町民税	県民税		町民税額 (A)	県民税額 (B)
		6%	4%			
		控除額		特別徴収すべき税額		
町民税 (A)	県民税 (B)	(A) × 10% (C)	(B) × 10% (D)	=	町民税額 (A) - (C)	県民税額 (B) - (D)

※退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額）に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の端数を切り捨てる（退職所得の金額は百円単位）。
 ※町民税額（A）、県民税額（B）は、端数処理を行わない。
 ※控除額（税額×10%）は、端数処理を行わない。
 ※特別徴収すべき税額（町民税、県民税）に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる（特別徴収すべき税額は百円単位）。

問い合わせ
 町民税務課 課税係
 ☎46-1372

災害による固定資産税の減免申請受付について

昨年10月6日に発生した低気圧による災害において被害を受けた方のうち、一定の要件に該当する方には固定資産税の減免措置が適用されます。
 特に今回の災害につきましては、暴風や高潮等により船舶や生産施設等の償却資産への被害が多

く発生しておりますので、土地、家屋の被害等も併せまして被害を受けた場合には下記により申請してください。（申請書は町民税務課または歌津総合支所住民生活課にあります。）

申請受付期間

区分	申請受付期間	受付場所
歌津地区 個人・法人	1月10日～31日 (土曜・日曜は除きます。)	歌津総合支所住民生活課 【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分
戸倉地区・入谷地区 個人	1月10日～12日、15日、16日	町民税務課 【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分
志津川地区 個人	1月17日～19日、22日、23日	
歌津地区以外の法人	1月24日～26日、29日～31日	

必要書類等

該当する資産について、被害を受けたことを証明する資料（被害の状況を写した写真、修理代の領収書等）

その他

① 固定資産税の減免は、固定資産税の課税対象となった物件に一定以上の被害が発生した場合に適用されることから、申請された場合でも、

基準に満たない等の理由により、減免に該当しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

② 住民税、国民健康保険税及び介護保険料にかかる災害による減免申請受付については、平成19年2月の町県民税の申告受付の際に併せて受付を行います。

問い合わせ 町民税務課 課税係 ☎46-1372